

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

訓 令

○単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(八・人事課)……………1

告 示

○対象狩猟鳥獣の捕獲の禁止(五六五・自然保護課)……………5

○保安林の指定解除予定通知(五六六・森林整備課)……………5

○道路区域の変更及び供用開始(五六七・道路課)……………5

○建築基準法による道路位置の指定(五六八・由利地域振興局建設部)……………5

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定(秋田地域振興局総務企画部)……………6

人事委員会規則

○人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則……………6

○人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則……………6

公営企業管理規程

○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(五・公営企業課)……………6

訓 令

秋田県訓令第八号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与等に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表公用自動車整備管理業務手当の項中「第二項第二項」を「第二項第三項」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700	312,600
	2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600	314,700
	3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500	316,800
	4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400	318,900
	5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300	320,900
	6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200	323,000
	7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100	325,100
	8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000	327,200
	9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700	329,100
	10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500	331,200
	11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300	333,300
	12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100	335,400
	13	133,100	189,700	212,700	263,100	301,700	337,300
	14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400	339,300
	15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100	341,300
	16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800	343,300
	17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400	345,200
	18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100	347,100
	19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800	349,000
	20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500	350,900
	21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000	352,800
	22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500	354,400
	23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,800	356,000
	24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500	357,600
	25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100	359,300
	26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600	360,500
	27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100	361,700
	28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600	362,900
	29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200	363,900
	30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,500	365,000
	31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,800	366,100
	32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100	367,200
	33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400	368,100
	34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700	368,800
	35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000	369,500
	36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300	370,200
	37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600	370,800
	38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900	371,500
	39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200	372,200
	40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500	372,900
	41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700	373,400
	42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900	374,100
	43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100	374,800
	44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300	375,500

	45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400	376,000
	46	179,600	230,200	259,200	298,300	348,500	376,700
	47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600	377,400
	48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700	378,100
	49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900	378,600
	50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900	379,300
	51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900	380,000
	52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900	380,700
	53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900	381,200
	54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800	381,800
	55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700	382,400
	56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600	383,000
	57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500	383,700
	58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400	384,300
	59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300	384,900
	60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200	385,500
再任 用職 員以 外の 職員	61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100	386,200
	62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000	386,800
	63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900	387,400
	64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800	388,000
	65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500	388,700
	66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100	389,300
	67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700	389,900
	68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300	390,500
	69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800	391,200
	70	204,400	254,200	285,400	316,500		
	71	205,000	254,800	286,200	317,000		
	72	205,600	255,400	287,000	317,500		
	73	206,300	255,900	287,900	317,800		
	74	207,000	256,400	288,700	318,300		
75	207,700	256,900	289,500	318,800			
76	208,500	257,400	290,300	319,300			
77	208,900	258,000	291,100	319,600			
78	209,600	258,500	291,700	320,000			
79	210,300	259,000	292,300	320,400			
80	211,000	259,500	292,900	320,800			
81	211,700	259,900	293,400	321,300			
82	212,400	260,200	294,000	321,700			
83	213,100	260,500	294,600	322,100			
84	213,800	260,800	295,200	322,500			
85	214,500	261,200	295,700	322,900			
86	215,200	261,600	296,300	323,300			
87	215,900	262,000	296,900	323,700			
88	216,600	262,400	297,500	324,100			
89	217,200	262,600	297,900	324,400			
90	217,800	263,000	298,400	324,800			
91	218,400	263,400	298,900	325,200			
92	219,000	263,800	299,400	325,600			

93	219,500	264,200	299,900	325,900		
94	220,000	264,600	300,400	326,300		
95	220,500	265,000	300,900	326,700		
96	221,000	265,400	301,400	327,100		
97	221,600	265,600	301,800	327,400		
98	222,100	265,900	302,300	327,800		
99	222,600	266,200	302,800	328,200		
100	223,100	266,500	303,300	328,600		
101	223,700	266,900	303,700	328,900		
102	224,300	267,200	304,100			
103	224,900	267,500	304,500			
104	225,500	267,800	304,900			
105	225,900	268,100	305,300			
106	226,400	268,400	305,700			
107	226,900	268,700	306,100			
108	227,400	269,000	306,500			
109	227,800	269,300	306,900			
110	228,300	269,600	307,300			
111	228,800	269,900	307,700			
112	229,300	270,200	308,100			
113	229,800	270,500	308,400			
114	230,300	270,800	308,800			
115	230,800	271,100	309,200			
116	231,300	271,400	309,600			
117	231,700	271,700	309,900			
118	232,100	272,000	310,300			
119	232,500	272,300	310,700			
120	232,900	272,600	311,100			
121	233,300	272,800	311,400			
122		273,100	311,800			
123		273,400	312,200			
124		273,700	312,600			
125		273,800	312,800			
126		274,100	313,200			
127		274,400	313,600			
128		274,700	314,000			
129		274,800	314,200			
130		275,100	314,600			
131		275,400	315,000			
132		275,700	315,400			
133		275,800	315,600			
134		276,100				
135		276,400				
136		276,700				
137		276,800				
再任用職員	192,700	204,200	226,400	247,700	279,700	312,600

別表第七中「5,409円」を「5,472円」に、「5,449円」を「5,512円」に、「5,490円」を「5,557円」に、「5,530円」を「5,598円」に、「5,575円」を「5,643円」に、「5,620円」を「5,688円」に、「5,665円」を「5,733円」に、「5,710円」を「5,778円」に、「5,746円」を「5,814円」に、「5,791円」を「5,859円」に改め、「11号給5,836円、12号給5,881円」を削る。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、第九条第二項の表公用自動車整備管理業務手当の項の改正規定は、同年十一月三十日から施行する。
- この訓令による改正後の単純労務の職員の給与等に関する規程（以下「改正後の訓令」という。）別表第一及び別表第七の規定は、平成十九年四月一日から適用する。
- 改正後の訓令の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の単純労務の職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道	新	旧	百五号	北秋田市阿仁水無字湯口内四四八番一地先から阿仁吉田字町頭一七番一地先まで	一〇・〇〇〇〇四九・〇〇	二・五二〇
			百五号	〃	一一・〇〇〇〇五〇・四〇	二・五二〇

二 供用開始の期日 平成十九年十二月一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年十二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第五百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

告 示

秋田県告示第五百六十五号

鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第十二条第二項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

平成十九年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類 キジ及びヤマドリ
- 捕獲を禁止する区域 全県の区域
- 捕獲を禁止する期間 平成十九年十一月三十日から平成二十四年十一月十四日までの期間のうち、毎年一月十六日から十一月十四日までの期間

秋田県告示第五百六十六号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三

十条の規定に基づき、告示する。

平成十九年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 解除予定保安林の所在場所 大館市長走字下毛内沢（国有林、次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
 - 解除予定保安林の所在場所 大館市長走字下毛内沢（国有林、次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市矢島町立石字山田五十七番地 伊 豆 和 美	由利本荘市土谷字前田二十番十六の内、二十番二十三の内及び二十番三十一の内	三十四・四〇メートル	四・〇〇〇六・五メートル	平成十九年十一月二十一日

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量

凍結抑制剤(Nac) 二千六百トン

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

秋田地域振興局総務企画部総務経理課 秋田市山王四丁目一番二番二号

三 落札者を決定した日

平成十九年十一月九日

四 落札者の名称及び住所

東日本ソルト株式会社秋田営業所 秋田市寺内字神屋敷二九五番五二号

五 落札金額(五百キログラム詰当たりの単価)

一万三百九十五円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十九年九月二十八日

人事委員会規則

人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則

規則七―二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第二3の表中「8,500円」を「8,600円」に改め、同表8の表中「6,100円」を「6,200円」に改め、

附 則

1 この規則は、平成十九年十二月一日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七―二(給料の調整額)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を次のように改正する。

附則別表中「百分の十四」を「百分の十四・五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、」を「六千五百円(」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十八条第一項中「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十五、」に、「百分の七十五」を「百分の七十五、」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改め、「百分の六十五」の下に「と、「百分の百三十五を」とあるのは「百分の七十を」を加え、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成十九年十二月一日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。) 第八条第一項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の規程の適用を受ける職員に対して平成十九年十二月に支給する期末手当に関する改正後の規程第十八条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百三十」と、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正後の秋田県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十九年二月十六日付け秋田県公報第千八百五十三号掲載の秋田県告示第百号(道路区域の変更)

(原稿誤り)

二 五 七 五 百三十三号 百三十三号及び百四十四号

平成十九年十月十六日付け秋田県公報第千九百二十号掲載の秋田県告示第百二二二号(道路区域の変更)は、削除する。

(原稿誤り)

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松 原 印刷 社 電話 862 8766 FAX 863 0005 Email: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松 原 繁 雄

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松 原 繁 雄

